

令和7年度 堺市医療的ケア児等支援連絡会議 議事概要

開催日	令和8年3月18日（水） 18：30 ～ 20：00
開催方法	オンライン（Microsoft Teams）
出席者	資料1 堺市医療的ケア児等支援連絡会議 出席者名簿 参照
事務局	資料2 堺市医療的ケア児等支援連絡会議 事務局名簿 参照
案件	1. 出席者紹介
	2. 事務局紹介
	委員及び事務局紹介
	委員の互選により、児玉委員を会長に選任 会長の氏名により、西留委員を職務代理者に選任
案件	3. 議題
議題	議題1 堺市における医療的ケア児等支援のための施策・事業について 資料3（1）
事務局説明	資料3（1）より新規事業等について説明 ・令和8年度より医療的ケアを必要とする障害児者の受入れ体制強化と家族の負担軽減を目的に、「堺市障害福祉サービス事業者等に対する喀痰吸引等研修受講支援事業」（別紙1）を開始し、喀痰吸引等研修のうち第3号研修を受講する場合に、研修費用の一部を補助する。 ・「堺市放課後児童対策等事業」では学童保育において、医療的ケア児に看護師配置を行うもので、昨年度より利用児がいる。 ・「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」は厳密には児ではなく、また医療的ケアのみを対象としているものではないが、医療的ケア児の成長に伴い、成人後の就学にもニーズがあると考え新たに記載した。
委員からの意見等	・（委員）喀痰吸引研修の受講者数はどうか。 ⇒（事務局回答）令和8年度からの事業で、各研修で30名ほどを想定している。 ・（委員）喀痰吸引研修の補助はヘルパー事業所がずっと要望していたと思うので大変ありがたいが、ヘルパー事業所の減少・ヘルパー不足もあり十分なケアを受けられていない状況もあるので、ヘルパー派遣が利用者のニーズに見合っているかという点も見してほしい。制度があっても機能しないものになるのではないか。 ・（委員）人工呼吸器利用児において、規定回数を超えた訪問看護利用はあるか。 ⇒（事務局回答）一定ある。
議題	議題2 堺市における医療的ケア児等の状況 資料3（2）
事務局説明	資料3（2）により説明 ○医療的ケア児等の在籍状況 ○医療的ケア児等の各事業の利用状況 ○令和6年度就学前障害児等の実態把握調査から
委員からの意見等	○医療的ケア児等の各事業の利用状況 ・（委員）人工呼吸器外部バッテリー給付に、ポータブル電源も含まれるか。金額や台数制限はあるか。 ⇒（事務局回答）医療機器の外付けバッテリーとは別にポータブル電源も対象としている。上限は5万円、一人の申請につき1つとなっている。 ⇒（委員）5万円の補助では十分とは言えない。長時間の停電となれば台数も足りない。どこでも充電できる体制も必要。 ・（委員）重症障害者医療的ケア支援事業は在宅レスパイトという理解でよい。また、制限や利用者

	負担はどうか。 ⇒（事務局回答）在宅レスパイトになる。1回の派遣が上限2時間、月4時間までで、利用者負担は1時間あたり1,270円になる。 ⇒（委員）利用時間や月6,000円の負担は厳しい。 ・（委員）ショート利用のご希望はよく聞くんが、医療型短期入所整備促進事業で補助金実績なしはどういうことか。 ⇒（事務局回答）補助金を申請する施設がない状況。 ⇒（委員）看護師などの人材難で、受け入れが難しい現状がある。 ○令和6年度就学前障害児等の実態把握調査から ・（委員）在籍なしの児が少なからずいるが、把握しているということか。 ⇒（事務局回答）在籍なしは毎日の所属先がないという意味で、児童発達支援のみを利用されている方も含まれる。 ⇒（委員）在籍がないのは医療ニーズが高いこともあると思うが、このまま就学後も訪問教育などになり、外出が通院だけとなりかねない。成人後も福祉サービスを選択されない方もいる。家族も毎日送り出すことがストレスになってしまうことがある。関わるのは保健センターの保健師になると思う。 ・（委員）支援学校では呼吸器系の児童・生徒が増え、看護師同乗の福祉タクシーによる通所支援事業もあり、最重度の児童・生徒に対する教育が研究課題でもあると考えている。 ・（委員）成人の施設でも人工呼吸器呼吸器装着の方はいて、経験がないと看護師が退職するという実態がある。 ⇒（委員）医療機関であっても、在宅の医療機器に慣れていない医療職はいる。そういったニーズはあると思うので、やっていけないといけないと思う。
議題	議題3 令和7年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修報告 資料3（3）
事務局説明	・（委員）医療的ケア児等コーディネーターに期待する役割や、連絡網のような繋がりはあるか。また、災害時の支援体制などについてはどうか。 ⇒（事務局回答）コーディネーターの役割や枠組みを検討している。繋がりとしては、フォローアップ研修や当課からの情報提供などを行っている。災害時要援護者は市として把握しており、個別避難計画等を推進しているが、基準により医療的ケア児に特化していないのが現状。
議題	議題4 意見交換
委員からの意見等	・（委員）今後、医療的ケア児等支援法が改正され、政令市も医療的ケア児支援センターが設置可能となる。そのほかにも責務や範囲などが拡大される見通し。府や大阪府医療的ケア児支援センターとの連携・調整が必要となる。また、市の中でも実働する区との連携を形作るなどしていただきたい。
案件	4. その他連絡事項等
事務局説明	・来年度の開催時期について、前倒しを検討している。